

**令和8年度**

**官民連携による地域活性化のための  
基盤整備推進支援事業（第1回）  
公募要領**

（注）本資料は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うためのものです。したがって、令和8年度予算の国会における成立が前提であり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等を変更することがあり得ることをあらかじめご了承ください。

**令和8年2月**

**国土交通省国土政策局**

## — 目次 —

1. 事業概要	
1. 1 趣旨	1
1. 2 事業内容	1
1. 3 調査実施後のフォローアップ	3
2. 令和7年度の実施方針	
2. 1 予算の重点化	4
2. 2 採択にあたっての確認事項	4
3. 留意事項	6
4. 募集から調査実施までの流れ及び問い合わせ先	
4. 1 募集から調査実施までの流れ	8
4. 2 問い合わせ先	9

### 【様式】

〔要領様式1〕 調査計画書(案)

〔要領様式2〕 調査計画書(案)の概要

〔要領様式2-2〕 基盤整備事業、民間事業者の活動スケジュール

〔要領様式2-3〕 PPP/PFI 導入検討調書

〔要領様式3〕 積算内訳

〔要領様式4〕 担当者連絡先

〔要領様式5〕 調査成果報告書の概要

# 1. 事業概要

## 1. 1 趣旨

官民の多様な主体の連携による自発的な地域づくりを通じて地域ポテンシャルを引き出し、各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう、民間の設備投資等と一体的な基盤整備を行う必要がある。その際、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく事業実施段階への円滑な移行を図ることにより、基盤整備の効果発現を早め、民間の活力を最大限に活かすことが可能となる。

本事業は、地域の経済団体等の多様な主体と地方公共団体が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、事業化に向けた必要なデータ収集や概略設計等の検討に必要な経費について支援するもの。

## 1. 2 事業内容

地方公共団体<sup>※1</sup>が民間<sup>※2</sup>の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業<sup>※3</sup>（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、空港等の公共土木施設）の事業化に向けた検討経費<sup>※4</sup>を支援対象とする。

具体的には、①基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査<sup>※5</sup>、②PPP/PFI の導入可能性検討など①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査が事業内容である。なお、PPP/PFI 導入検討の実施適否の確認は、②を実施しない案件も含めて全ての応募案件について行うものとする。

### ① 施設整備の内容に関する調査

(例) 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等

### ② ①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

(例) PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM 算定等

---

※1 地方公共団体とは、都道府県、特別区及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）をいう。

※2 民間とは、広域的な地域活性化に資する事業活動<sup>(注)</sup>を行う民間事業者、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人及び協議会等（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）をいう。（注）広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）に規定される「広域的特定活動」と同等の活動を想定。

※3 基盤整備事業とは、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項の社会資本整備事業（国土交通省の所管に係る事業に限る）をいう。

※4 本事業は、事業化検討にかかる調査費であるため、社会資本整備総合交付金の基幹事業等で実施する測量設計費、本工事費等は含まない。

※5 地域の成長を図るための基盤整備を支援するという本調査の趣旨に鑑み、こうした目的に寄与する計画として地域の安全・安心の確保や地域の活性化に資する基盤整備が位置づけられた場合、これに必要な検討経費も支援対象となる。

**【経費の内容】**

調査委託費、測量設計費  
(調査に伴う事務費(旅費、人件費、印刷製本費等)は対象外)

**【配分先・補助率】**

配分先：地方公共団体(都道府県、特別区、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む))  
補助率：1/2以内

**【実施期間】**

調査の実施期間は原則単年度とする。

**【令和8年度予算額】**

332百万円(国費)  
(項)官民連携基盤整備推進調査費  
(目)官民連携基盤整備調査費補助

**【募集期間・配分時期】**

以下の日程で募集を実施。

**令和8年度募集のスケジュール**

募集期間	配分時期
2月10日～3月6日	5月中旬以降

※応募状況により、複数回募集を行うことがある。

**【応募様式】**

- 要領様式1 調査計画書(案)
- 要領様式2 調査計画書(案)の概要
- 要領様式2-2 基盤整備事業、民間事業者の活動スケジュール
- 要領様式2-3 PPP/PFI 導入検討調書
- 要領様式3 積算内訳
- 要領様式4 担当者連絡先
- 参考資料 必要な参考資料を適宜添付すること(様式自由)

※応募様式については、国土交通省のホームページに掲載している。

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

## 【補助対象事業の要件】（「交付要綱<sup>※1</sup> 4.」を抜粋）

- (1) 補助対象事業は、基盤整備事業を推進するために必要な調査<sup>※2</sup>であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。
- ① 国土形成計画法（昭和 26 年法律第 205 号）に基づく広域地方計画等において定められた方針、目標、施策に調和したものであること。
  - ② 地域の住民等の意見を反映するための手続を経て策定された広域的な地域活性化に関する戦略<sup>※3</sup>の実現に資する基盤整備事業であって、補助対象者が行うものに関するものであること。
  - ③ 民間事業者等が行う事業活動<sup>※4</sup>と一体的に基盤整備事業を推進することにより、効果的・効率的な基盤整備事業の実施が図られること。
  - ④ 基盤整備事業の実施段階においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業等<sup>※5</sup>として実施が可能なものであること。
- (2) 国土交通省所管の補助金等に係る他の予算科目により補助の対象となる内容の調査<sup>※6</sup>に対しては、本補助金を充当しない<sup>※7</sup>。

### 1. 3 調査実施後のフォローアップ

本事業による調査の成果を把握し、事業制度の改善を図るため、調査開始年度から主たる基盤整備の供用翌年度まで、基盤整備の実施状況（整備効果含む）及び民間事業者の活動状況、PPP/PFI の導入状況等をフォローアップとして報告することとし、フォローアップ調査として別途依頼する。

報告内容については、国土政策局が適宜ヒアリング等の確認を行う。

また、調査成果報告書から縮小、遅延、廃止が生じた場合は、その原因及び今後の対応について速やかに国土政策局に報告を行うこと。

---

※1 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金交付要綱

※2 「調査」の内容は以下の通り。

- ① データ収集：地形、地質、交通量、環境等に関する調査
- ② 概略設計：インフラ施設の基本的仕様の検討、概略設計図・パース作成、概略事業費検討等
- ③ 整備効果の検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果等の検討
- ④ ①～③に関連して必要なその他の調査

※3 「戦略」は、本事業の実施に先立ち新たに策定された戦略のほか、パブリックコメント等地域住民の意見を反映する手続を経て策定された地方公共団体のマスタープラン等、既存の戦略でも可。

※4 例えば、集客施設や工場等の生産・物流拠点、研究開発拠点の整備等といった設備投資、観光面での認知度向上や普及啓発などといったソフト対策等を指す。また、PPP/PFI 事業者が実施する公共施設等の整備、管理及び運営やこれと関連する付帯事業等を民間事業活動とする場合は、特定の事業者名を記載する必要はない。

※5 「等」には個別補助金等により実施される基盤整備事業を含む一方、社会資本整備総合交付金の効果促進事業は含まない。

※6 具体的には、地方整備局等に確認すること。

※7 補助事業者は応募に先立ち、国土交通省等関係機関が実施する調査との重複等が生じないよう、予め確認又は調整を行うこと。

## 2. 令和8年度の実施方針

### 2.1 予算の重点化

令和8年度は、民間の資金や創意工夫を活用したPPP/PFIを推進し、民間投資誘発効果の高い事業やストック効果の高い社会資本への選択と集中を進めるため、以下の重点化方針に基づき採択を行うこととする。

#### (1) PPP/PFI 導入可能性検討調査

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図るため、多様なPPP/PFIの活用を推進する「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年改定版）」が令和7年6月に策定された。令和8年度は、アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI 導入検討を本事業等<sup>※1</sup>で実施する案件を重点支援することとし、特にインフラの包括的運営に向けた検討を重点支援する。

#### (2) ・広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査等民間投資の誘発効果の高い調査 ・二地域居住促進又は半島・離島地域の振興に係る調査等民間投資の誘発効果の高い調査

「新時代に地域力をつなぐ国土」を目指す国土の姿と掲げ、地方への人の流れの創出・拡大による地域生活圏の形成を推進する第三次国土形成計画（全国計画）が令和5年7月に閣議決定され、広域地方計画協議会等のもと、官民の幅広い主体が連携して具体の事業を企画立案・推進している。令和8年度は、国土形成計画の分野別施策の基本的方向に関連する広域的な観光又は交流拠点形成の促進や二地域居住の促進、半島・離島地域の振興に係る調査を重点支援する。

### 2.2 採択にあたっての確認事項

令和8年度の採択にあたっては、以下について確認する。

- (1) 本事業は、民間投資誘発効果の高い基盤整備の事業化検討を支援するため、要領様式1及び要領様式2において、今後予定されている民間の活動や新たな投資と密接に関連する基盤整備の必要性、期待される効果等について確認する。
- (2) 本事業は、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑な移行を支援し、事業効果の早期発現を図るため、調査実施後3年以内に社会資本整備総合交付金等で事業化することを調査の成果指標としており、要領様式2-2において、基盤整備と民間活動の事業化までの所要期間や具体的なスケジュールを確認する。
- (3) 本事業で調査する基盤整備について、要領様式1において、国の基本方針等との関連性を確認する。

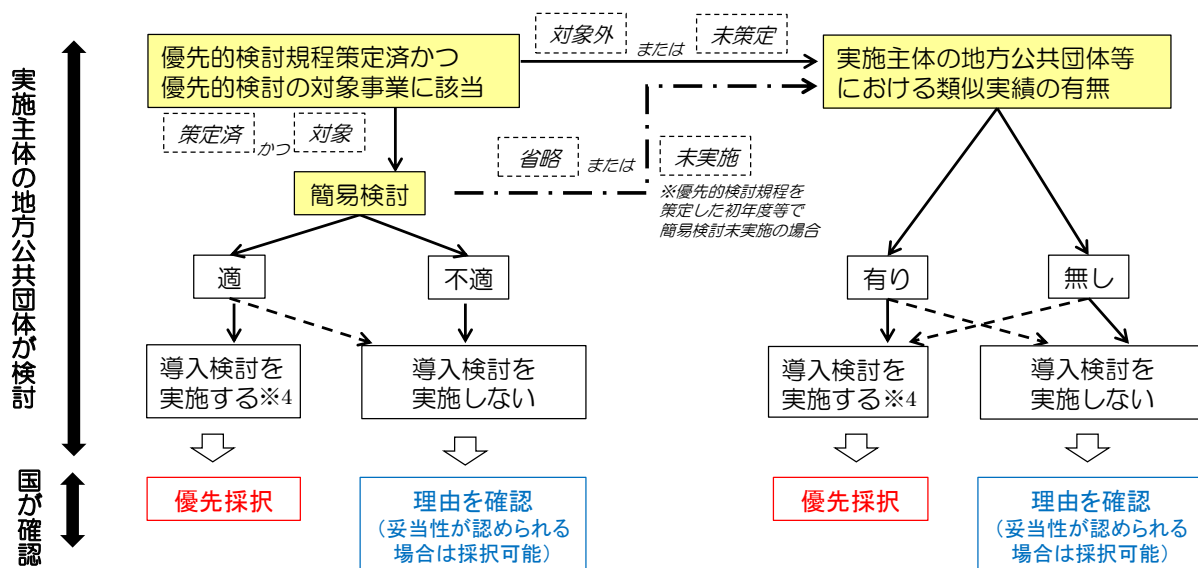
---

※1 本事業以外の国土交通省の補助金等（地方単独事業含む）によるPPP/PFI 導入検討も含む。

- (4) 令和8年度の重点化方針に関連し、各地方公共団体において、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程<sup>※2</sup>（以下、「規程」）を定めており、当該規程における対象事業に該当する場合は、簡易検討を行い、PPP/PFI 導入の適否を評価したかを確認する。また、規程の対象事業に該当しない場合又は規程を定めていない場合は、当該地方公共団体等<sup>※3</sup>における国土交通省所管公共施設にかかる PPP/PFI 事業の類似実績の有無により、PPP/PFI 導入の適否を評価したかを確認する。

国は、上記について地方公共団体が作成した要領様式2-3の内容を確認し、PPP/PFI 導入検討を本事業等で実施する案件を優先採択する<sup>※4</sup>。また、PPP/PFI 導入検討を実施しない案件については、その理由の妥当性<sup>※5</sup>が認められる場合のみ採択可能とする。

### ●PPP/PFI実施適否の確認フロー



- ※2 内閣府及び総務省から発出された「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」（令和3年6月21日府政経シ第401号総行地第92号）において、人口10万人以上の地方公共団体に対し「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改訂版）」を踏まえ、令和5年度末までに優先的検討規程を定めること、その他の地方公共団体においても必要に応じて同様の取組を行うことが要請されている。
- ※3 当該地方公共団体のほか可能な範囲で国及び他の地方公共団体の類似実績についても確認すること。
- ※4 本事業で実施する案件のほかに、PPP/PFI 導入検討を国土交通省の補助金等（地方単独事業含む）で実施済み（又は実施中）の案件、今後実施予定で国の補助金や地方単独予算が既に措置されている案件を含む。
- ※5 民間事業者による公共施設の整備・管理等が法的に制限されている場合、PFI 事業者として想定される民間事業者が事前のヒアリング等により存在しない場合、公共施設的设计・施工・管理運営等にかかる自由度が著しく小さい場合等

- (5) 令和8年度の重点化方針に関連し、以下について確認する。
- ・広域的な観光拠点については、複数の自治体が連携して広域的な周遊観光を促進する取組<sup>※6</sup>を行う地域における観光拠点であるか確認する。
  - ・広域的な交流拠点については、高速交通ネットワークの結節点<sup>※7</sup>周辺における交流拠点であるか確認する。
  - ・二地域居住については、特定居住促進計画<sup>※8</sup>において位置づけられた基盤整備であるか確認する。
  - ・半島・離島地域については、対象指定地域等<sup>※9</sup>内の基盤整備であるか確認する。
  - ・民間投資誘発効果については、基盤整備による効果が当該地域や他の地域、関連する民間活動にどのように広域的に波及し、新たな需要の創出や民間の設備投資等ハード・ソフトの事業展開に結びついていくか、広域的な経済波及による地域活性化に寄与するものであるかについて確認する。

### 3. 留意事項

#### (1) 繰越について

本調査費は、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費（繰越明許費）であるが、年度を超えての実施期間とする計画について、当初の応募及び交付申請の段階では認めない。令和8年度一般会計予算書の繰越明許費要求書に記載されている交付決定後に生じた事由（「計画」、「設計」）により、やむを得ず年度を超えての実施期間に変更する場合は、管轄する地方財務局に対して繰越手続を行うとともに、(6)に従い交付決定変更の申請を行うこと。

#### (2) 国庫債務負担行為の設定について

本調査費は、「財政法」第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為（国庫債務負担行為）でないため、債務を負担する行為はできない。

#### (3) 特別交付税措置について

PPP/PFI 導入可能性検討調査経費のうち、公共施設等運営権（コンセッション）に係る調査経費に対し、特別交付税が措置される。

---

※6 例えば、国土交通大臣が認定した広域観光周遊ルートにおいて、観光庁が策定した具体的なモデルコース上の取組や国土交通大臣が認定した観光圏整備計画に位置づけられた地域での取組のほか、複数の地方公共団体が連携して策定する観光促進のための計画における取組等

※7 例えば、新幹線駅、リニア新駅、在来幹線鉄道駅、高速道路（高規格幹線道路、地域高規格幹線道路含む）IC等

※8 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第三章第四節第二十二条における特定居住促進計画

※9 半島振興法2条第1項により指定された地域

離島振興法第2条、奄美群島振興開発特別措置法第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条、沖縄振興特別措置法第3条第3項、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第2条のいずれかに基づく指定や対象とされている地域



**(4) 複数の地方公共団体による申請について**

複数の地方公共団体が実施する調査も補助の対象となる。例えば、調査の目的や民間活動が密接に関連し合い、県・市町村が各々基盤整備の事業化検討を行う場合等は、連名で応募されたい。なお、補助金の申請及び交付は、地方公共団体別となる。

**(5) 調査の契約締結について**

交付決定前に調査の契約締結をした場合は、補助対象外となる。

**(6) 調査内容の変更・中止について**

交付決定後、補助金の交付決定額又は調査の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、交付決定変更申請書を提出し、あらかじめ大臣の承認を受ける必要がある。軽微な変更とは、補助対象事業の内容に著しい変更が生じないものでありかつ交付決定額に変更が生じない場合とする。具体的には個別に相談されたい。

また、調査の中止又は廃止をしようとする場合は、調査中止（廃止）申請書を提出し、大臣の承認を受ける必要がある。

**(7) 再応募について**

原則として、本事業で事業化検討を行った施設に対して、後年度に追加調査を行う等の理由で再応募することはできない。

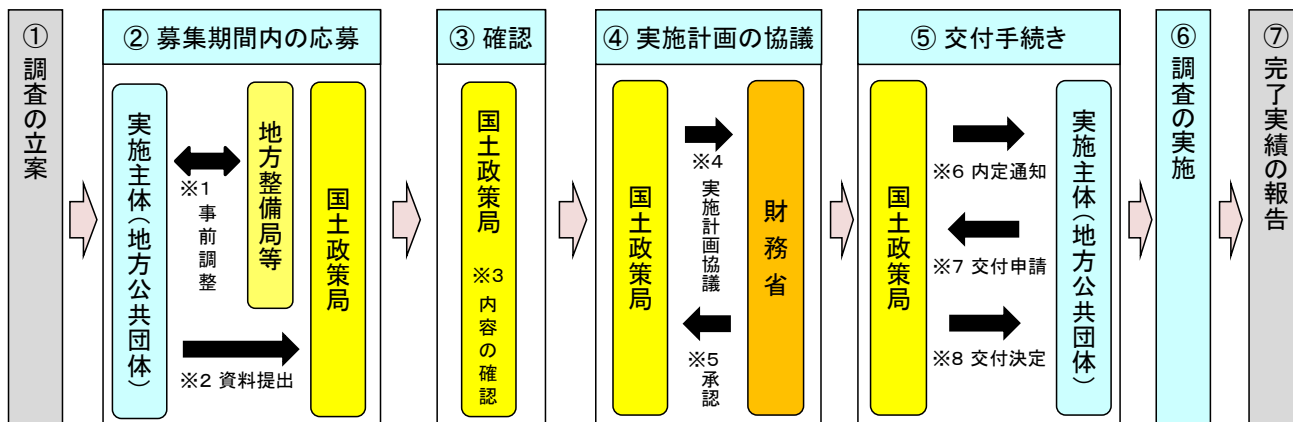
**(8) その他**

その他留意事項については、国土交通省ホームページ掲載の「よくある質問（Q & A）」で確認されたい。

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

## 4. 募集から調査実施までの流れ及び問い合わせ先

### 4. 1 募集から調査実施までの流れ



#### ① 調査の立案

実施主体は、民間事業者による事業活動等に合わせ、基盤整備調査を立案する。

#### ② 募集期間内の応募

実施主体は、要領様式1～4までを作成し、国土政策局へ提出する。なお、提出にあたっては、本要領1. 2補助対象事業の要件に基づき、国土交通省等関係機関が実施する調査との重複等が生じないように予め地方整備局等と事前調整を行うこと。

#### ③ 確認

国土政策局は、応募の内容が採択可能であるか等について確認する。

#### ④ 実施計画の協議

国土政策局は、財務省に対し、実施計画の協議（案件の説明）を行う。

#### ⑤ 交付手続き

国土政策局は、財務省の承認を得た案件について、実施主体に内定の通知をする。その後、実施主体からの交付申請を受け、国土交通省が交付決定をする。

#### ⑥ 調査の実施

実施主体において調査を実施する。

#### ⑦ 完了実績等の報告

実施主体は、調査終了から起算して30日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い期日までに完了実績報告書(交付要綱 様式4)、収支決算書(交付要綱 様式4-2)、調査成果報告書の概要(要領様式5)、調査成果報告書(コンサルタント等からの報告資料)等の提出を行う。

※完了実績報告書等の様式については、国土交通省のホームページに掲載している。

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

## 4. 2 問い合わせ先

### 【本省】

国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室

電話：03(5253)8360 (直通)

メール：hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp (共通)

### 【地方整備局等】

	部署名	外線（内線）
北海道開発局	開発監理部 開発計画課（地域連携推進室）	011-709-2311（内 5462, 5469）
東北地方整備局	企画部 環境調整官、企画課	022-225-2171（内 3114, 3156, 3236）
関東地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	048-601-3151（内 3116, 3158, 3186）
北陸地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	025-280-8880（内 3116, 3211, 3212）
中部地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	052-953-8129（内 3116, 3211, 3213, 3226）
近畿地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	06-6942-1141（内 3116, 3156, 3181）
中国地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	082-221-9231（内 3116, 3211, 3212, 3221）
四国地方整備局	企画部 環境調整官、広域計画課	087-811-8309（内 3211, 3212, 3231）
九州地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	092-471-6331（内 3116, 3155, 3186）
沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	098-866-0031（内 3152, 3166）